末広学園　新通小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月更新

1　末広学園教育目標　「自立　共生」

新通小学校教育目標「自立　共生　（『みんなが楽しい』をつくる子）」

2　いじめ防止等の重点目標

本学園では自分を大切にして、自分を律し、自分ができることは自分がする（自立）ことと、お互いを理解し、多様性を認め、ともに支え合いながら集団（社会）のために働くこと（共生）の二つの視点を大切にし、教育目標を「自立と共生」としています。

本学園教職員は、末広学園教育目標「自立と共生」の達成が「いじめの未然防止」対策そのものであることを自覚し、次の4つの姿勢を共有して日々の教育活動を進めます。

（1）自分を大切にし、他者をも大切にできる子どもを育成します。（未然防止）
（2）子どもや集団のサインを敏感に感じる感性を磨き、子どもの心を捉えます。（早期発見）
（3）子どもの心身の安全確保を最優先にした組織的な対応をします。（適切な対応）
（4）地域や保護者と連携して、いじめを許さない風土を作り出していきます。（地域との連携）

【 末広学園いじめ防止対策委員会 】
構成：校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（各校に設置）
内容：いじめ防止基本方針に基づく防止計画の実施
　　職員研修の計画・実施
　　いじめの疑いや兆候の把握
　　情報の収集と記録・共有化
　　いじめ（重大事態）発生時の対応
　　いじめ防止基本方針の改訂
※学校の規模やいじめの状況に応じて、該当学年部や事務主幹、SSWr、教育相談員が入る。
※重大ないじめが発生した場合には、学校評議員の代表を含む拡大委員会を設置する場合もある。

3 いじめ防止等の基本的な考え方

本学園では「静岡市いじめ防止等のための基本方針」を受け、いじめを次のように定義します。

「末広学園に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じるもの」とし、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とします。ささいなこと、よくあることと軽視することなく、積極的にいじめを認知することがいじめの発生や深刻化を防ぐために必要であると考えるからです。

具体的には、次のような行為をいじめと捉えます。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。
・仲間はずれや集団で無視する。
・ぶつかったり、叩いたり蹴ったりする。
・金品をたかる。
・金品を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたり、させたりする。
・インターネット上(パソコンや携帯電話、スマホ等)で、誹謗中傷や嫌なことを発信する。
・人前で笑い者にする。
・使い走りをさせる。
・非行や犯罪にかかわる行為を強要する。
・性的な嫌がらせをする。

しかし、いじめがあっても、いじめられている側がそれを発信しないことや否定することがあったり、認知度が低く被害意識を感じていないことがあったりすることも考えられます。その点も踏まえて、児童生徒とともに、教職員、保護者、地域が協力して情報を共有し、力を合わせて、いじめのない末広学園を目指します。

4 新通小学校のいじめ防止等に関する取組

（1）いじめの未然防止

①日々の教育活動の中で、いじめにつながる児童の表れを見逃さず観察する。

・言葉遣いの乱れがある。
・学校やクラスのきまりをしばしば守らないことがある。
・児童間に笑顔が見られず、明確な上下関係がある。
・教師の指示や注意を素直に聞き入れない。

②重点目標 （『みんなが楽しい』をつくる子）のもと、「心の教育」の充実をはかる。
・ローテーション道徳など、道徳の時間が充実したものになるよう学校全体で取り組む。
・各教科で「わかる」「できる」授業を行い、成就感を味わわせ自己実現を支える。
・一人一人に居場所があり、皆と学ぶことが楽しい学級集団をつくる。

③全校体制で三つの「あ」（あいさつ、あんぜん、あとしまつ）に取り組み、特に、「あいさつ」と「正しく美しい言葉遣い」を身に付けさせる。

④「他者の役に立っている」という有用感を感じとることのできる場を設定し、自分を大切にする心と人のために行動する心を育てる。

（2）いじめの早期発見

①いじめと疑われる児童の小さな変化を見逃さず観察する。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視がある。
・（遊ぶふりをして）ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品を隠されたり、勝手に使われたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話、ゲーム機などで誹謗中傷される。

②定期的にいじめに関するアンケートを実施する。（年5回：悩み事アンケート）

③スクールカウンセリング、教育相談などの活用を行う。

④事例があった場合は小さなことでも記録に残し、全職員間で情報を密に取り合う。

（3）新通小学校いじめ防止に向けた年間計画

＊下表以外に毎週の職員打ち合わせにて児童についての情報交換会を行う。

毎月1回、保護者の悩みや相談を受ける日を設ける。（教育相談のある7月、12月は除く）

月	主な取り組み
4	「いじめ防止基本方針の共通理解」と「学校いじめ対策組織」のメンバー確認（職員） 「いじめゼロ」に向けた学校作りに向けた保護者への説明（懇談会・HP） 「いじめゼロ」に向けた学校作りに向けた全校児童への説明 子どもを見合う週間 教育相談（保護者・職員）
5	第1回悩み事アンケート（児童／学校） 第1回子どもを語る会（職員）
6	第1回学校評議員会にて「いじめ防止基本方針の共通理解」の説明（学校評議員・職員） ＊悩みを抱えている児童及び関係児童への迅速かつ適切な対応を行う。 解決したとされる児童も継続観察をする。（以下4回も同様）
7	第2回悩み事アンケート（児童／学校） 保護者面談（保護者・職員） 夏休み前集会（長期休業前に「日新の子の約束」を確認しながら生活指導を行う。） 校内夏季研修（職員）
8	夏休み中であっても、対処すべき事案が発生した場合は迅速に対応する。 気になる子への声かけ（電話）
9	第2回学校評議員会にて学校評価中間報告会（学校評議員・職員）
10	第3回悩み事アンケート（児童／学校）
11	ローテーション道徳
12	第4回悩み事アンケート（児童／学校） 第2回子どもを語る会（職員） 教育相談（保護者・職員） 冬休み前集会（長期休業前に「日新の子の約束」を確認しながら生活指導を行う。）
1	第3回学校評議員会にて学校評価報告会（学校評議員・職員）
2	第4回学校評議員会にて学校評価全体説明会（学校評議員・職員） 第5回悩み事アンケート（児童／学校）
3	今年度の振り返り及び次年度への引き継ぎ（職員）

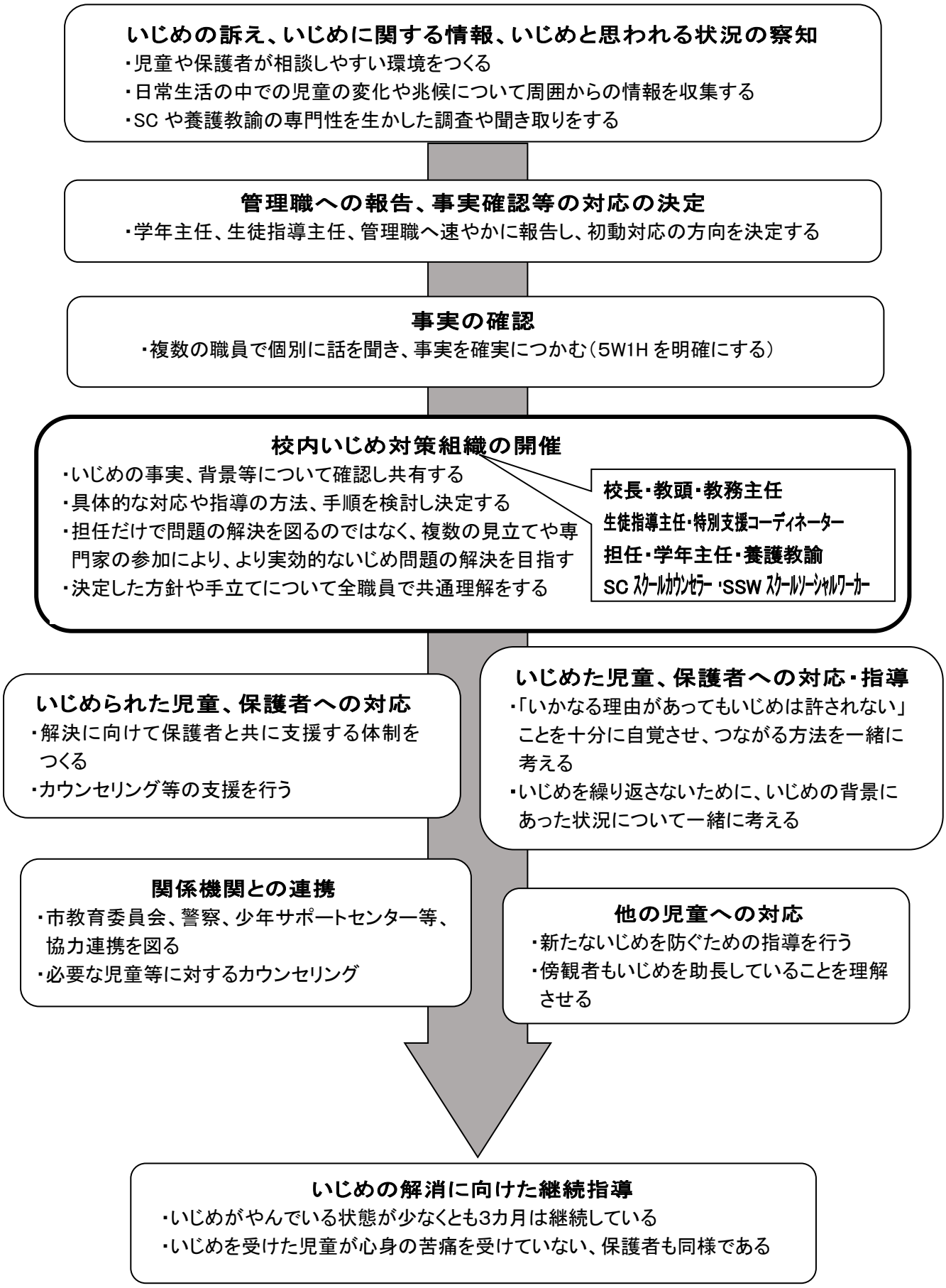
＊職員打ち合わせにて児童についての情報交換会を行う。

＊サポート会議にて、SC と SSW にも参加していただき、専門的な意見もいただく。

＊保護者の悩みや子どもの相談を受ける日として、相談日を月1日設け、学校と家庭の連携を図るようにしていく。保護者面談のある4月、教育相談（希望制）を設定する7月、12月は除く。

（学校だより等での広報も行う。）

（4）いじめへの適切な対処



いじめの重大事態が発生したとき

【重大事態とは （いじめ防止対策推進法 28 条）】
●いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
●いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

1. 重大事態の認識

2. 重大事態が起きたことを概要報告
（1）管理職への連絡
（2）管理職から教育委員会へ
（3）管理職から被害児童保護者へ
（4）管理職から PTA 会長へ
（5）校内いじめ対策組織を招集
→報告、今後の計画、事実把握のための役割分担などについて協議

3. 事実関係の把握
（1）被害児童本人への聞き取り
（2）周囲の子どもへの聞き取り
（3）被害児童保護者への聞き取り
（公表等に関わる件についての確認も含む）
（4）担任への聞き取り
（5）担任以外の職員への聞き取り

4. 判明したことの報告・情報提供の実施
（1）保護者
（2）委員会（+警察）
（3）PTA 会長
（4）職員（児童への説明内容の協議）
（5）児童